

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例（平成18年3月27日京都市条例第145号）（保健福祉局長寿社会部長寿福祉課）

京都市東山老人いこいの家及び京都市七条老人いこいの家を廃止することとしました。

この条例は、平成18年4月1日から施行することとしました。

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成18年3月27日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第145号

京都市老人いこいの家条例の一部を改正する条例

京都市老人いこいの家条例の一部を次のように改正する。

別表京都市東山老人いこいの家の項及び京都市七条老人いこいの家の項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)